

大阪柔整だより

料金改定・請求内容説明会を開催

この度、10月1日より施行された料金改定説明会及び平成28年3月開催の大阪保険講演会において「療養費適正化理念」を発表後、理念に基づき、第1回請求内容説明会を本会にて10月15日(土)に開催しました。

今回の料金改定は、改定率としては0.28%、基本的な考え方としては、適正な請求を行う施術者が正当に評価されるよう、整復料等にウエイトを置いた改定になっています。その内容等については、既に先生方も周知のことと存じます。

「理念 一、大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。」に基づき、請求額上位4%の施術所のうち、申請内容を精査した上で、重点確認施術所として抽出し、申請内容の確認作業を実施しました。

○受領委任規定にも、「施術は療養上必要な範囲及び限度で行う。」とあり、正当な労働の対価として柔道整復療養費は請求するものです。

○国保連合会から送付される留意事項通知書や協会けんぽの請求内容についての指摘文書等も、保険者が行う柔道整復療養費の適正化に向けての取り組みです。

また、柔道整復療養費に関する審査委員会設置要綱等にも「保険者、社団法人 都道府県柔道整復師会等の協力を求め円滑な実務に努めること」と明記されています。

我々がしっかりとイニシアチブを取り、保険者との信頼関係を再構築し、業界を牽引していかなければなりません。

そのためにも、「療養費適正化理念」の趣旨を、会員の先生方、一人ひとりにご理解いただくことが必要不可欠となります。

今後とも、どうぞよろしくお願い致します。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

協会けんぽ 柔整・鍼灸重複の患者照会について

協会けんぽ大阪支部では、来年より「整骨院・接骨院」と「鍼灸院」の双方で施術を受けている患者さんに、文書にて患者照会を行います。

確認内容は、柔道整復・鍼灸で健康保険が使える傷病及び施術の事実、日数等です。この患者照会については、今後も定期的に行われる予定です。

患者さんが照会文書について相談に来られた際は、懇切丁寧に対応をお願いします。

介護保険のコラム Vol.21

～介護保険制度の低所得対策 その2～

2. 主な経済的支援策（前回より引き続き）

高額介護サービス費

介護保険サービスにかかった費用の1割または2割の利用者負担が、一定の上限金額を超えた場合は、市町村の介護保険窓口で申請することにより、高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

なお、介護保険の窓口に一度申請頂くと、次回からは手続きを行わなくても1ヶ月に一定の上限金額を超えた利用者負担のある月においては、自動的に計算し支給されます。

高額医療・高額介護合算制度

各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合は、申請することで高額医療合算介護（介護予防）サービス費（医療保険では高額介護合算療養費といいます。）が支給されます。

注：同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している場合は、合算できません。また、利用者負担上限額を超える額が500円未満の場合は、支給されません。

社会福祉法人減免制度

社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用する場合、低所得者で特に生計が困難な方については、社会福祉法人等の協力で利用者負担、食費・居住費（滞在費・宿泊費）を軽減する制度があります。

※食費・居住費（滞在費・宿泊費）の軽減については、負担限度額認定証を持っている方に限ります。

※生活保護受給者の方については、個室の居住費（滞在費・宿泊費）のみ対象となります。

※養護老人ホームに入所している方は対象外です。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

「平成 29 年 大阪保険講演会」開催のお知らせ

日 時：平成 29 年 2 月 11 日(土・祝) 10:00～

場 所：大阪柔整会館 5 階大ホール

参加費：無 料

※詳細は決まり次第、お知らせいたします。

ご来館の際は、公共の交通機関をご利用ください。

多数の方のご参加をお待ちしております。

平成28年12月より変更の医療費助成制度

	変 更 内 容	変 更 前 (平成 28 年 11 月施術分まで)	変 更 後 (平成 28 年 12 月施術分から)
茨木市	制 度 名 通院医療費対象年齢 所得制限	「こども医療費の助成制度」 0 歳～12 歳(小学校修了)まで 一 部 な し	変 更 な し 変 更 な し な し

※本会ホームページにて「乳幼児・こども医療費助成制度一覧」掲載

保険者変更通知

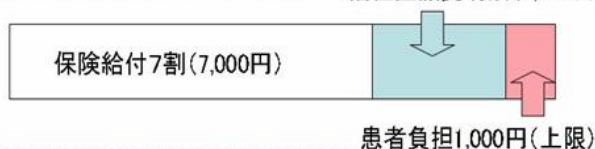
変 更 前	内 容	変 更 後	変 更 日
	新 設	日本赤十字社健康保険組合 06139877	H28年10月1日
あらた健康保険組合 06139513	名称変更	PwC健康保険組合 06139513	H28年12月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合 福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、左記に示すようなイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのないようお願いいたします。